

「納税等」に係る証明書等について

参考資料

証明書	対象事業所	取得場所
■法人税と消費税・地方消費税の納税証明書 「その3の3 未納の税額がないことの証明」を添付。	法人税及び消費税法・地方税法に係る全ての事業所	各税務署（国税庁）
■法人住民税の納税証明書 直近3年分の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業所がある場合のみ	各都税事務所
■法人市民税、法人町民税、法人村民税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付。	多摩地区及び島嶼部に事務所や事業所がある場合のみ	各市役所・町村役場
■法人事業税の納税証明書 直近3年分の納税証明書を添付。	都内に事務所や事業所を設けて事業を行っている場合のみ	各都税事務所
■固定資産税（土地家屋用）及び都市計画税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付。	都内の事業所のみ	・23区内は各都税事務所（区ごとの納税額が分かるもの） ・多摩地区及び島嶼部には各市役所及び町村役場
■固定資産税（償却資産用）の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付。	都内の事業所のみ	・23区内は各都税事務所（区ごとの納税額が分かるもの） ・多摩地区及び島嶼部には各市役所及び町村役場
■事業所税の納税証明書 「未納がないことを証明するもの」又は「課税額及び納税済額を証明するもの（直近3年分）」を添付。 ※事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金であるため、下記(1)または(2)に該当する場合は提出する。 (1) 23区内全域で、使用する事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人 (2) 23区内全域の事業所等の従業者数の合計が100人（免税点）を超える規模で事業を行う法人又は個人	23区内、武蔵野市、三鷹市、八王子市及び町田市に事業所がある場合のみ	・23区内は各都税事務所 ・4市は各市役所

証明書	対象事業所	取得場所
<p>■不動産取得税の納税証明書 直近3年分の納税証明書を添付。</p>	都内の事業所のみ	各都税事務所
<p>■駐車場の使用権原を証する書類（収集運搬業のみ） 自者所有の場合は「土地の登記事項証明書（登記簿謄本）」、 他者から借りている場合は「賃貸借契約書の写し」を添付。 （固定資産の有無の確認になります）</p>	都内の駐車場のみ	法務局（登記所）
<p>■社会保険料の納入確認書 「未納の無いことの確認書（例.社会保険料納入確認書）」又は「保険料納入告知額・ 領収済額通知書の写し（24 か月分）」又は「領収済通知書の写し（24 ヶ月分）」 を添付。 （都内の事業所に係る社会保険料を都外の年金事務所に納付している場合は、 納付先の年金事務所の確認書が必要。）</p>		都内の産業廃棄物処理業に 係る事務所や事業所に係る 社会保険料を納付している 年金事務所
<p>■労働保険料の納入証明書 「直近3年分の納入証明書（例.労働保険料等納入証明書）」又は「納入告知額及び納 入済み額を証するもの」を添付。 （都内の事業所に係る労働保険料を都外の地方労働局に納付している場合は、 納付先の地方労働局の証明書が必要。）</p>		都内の産業廃棄物処理業に 係る事務所や事業所に係る 労働保険料を納付している 地方労働局

※ 納税証明書、納入証明書は原則、申請日から遡って3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

※ 各証明書は、納入すべき税・保険料のうち、納期限が到来したのものについて、未納がないことを確認できれば評価しています。

※ 証明書等の提出に該当しない場合は、「課税等されていない旨の誓約書（様式第7号）」を提出してください。